

独立行政法人奄美群島振興開発基金契約公表基準

制定 平18. 7. 1

最終改正 平20. 1. 1

(総則)

第1条 この基準は、独立行政法人奄美群島振興開発基金経理規程第5章に規定する契約の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）の行為を秘密にする必要がある場合を除く。

- 一 予定価格が250万円を超える工事又は役務の提供または物の製造をさせる場合
- 二 予定価格が160万円を超える財産の買入をする場合
- 三 予定貸借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入をする場合
- 四 工事または製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価額が100万円を超える場合

(公表の内容)

第3条 公表の内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 工事の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量
- 二 契約担当者の氏名並びにその所属する課の名称及び所在地
- 三 契約締結日
- 四 契約相手方の商号又は氏名及び住所
- 五 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨（随意契約を行った場合を除く。）
- 六 契約金額
- 七 予定価格（公表したとしても、基金の事務又は事業に支障が生じるおそれがないと認められるものに限る。）
- 八 落札率（契約金額を予定価額で除したものに百を乗じて得た率。予定価額を公表しない場合を除く。）
- 九 随意契約によることとした経理規定の根拠条文及び理由（企画競争又は公募手続きを行った場合には、その旨を記載。）
- 十 主務省が所管する公益法人と随意契約と締結する場合に、当該法人に国の常勤職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数
- 十一 その他必要な事項

(公表の時期)

第4条 前条に規定する公表は、契約の締結後、速やかに行うものとする。

(公表の方法)

第5条 公表の方法は、以下のとおりとする。

- 2 原則としてホームページ上に掲載する方法により公表するものとする。
- 3 前項の規定によりホームページに掲載した内容と同じものを基金総務企画課において閲覧に供することができるものとする。

(公表の期間)

第6条 契約を締結した日の翌日から起算して1年間が経過するまでの日とする。

附 則

この基準は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年1月1日から施行する。